

土木工事標準仕様書改正資料

令和 7 年 10 月

名古屋市緑政土木局

R7. 10 改正について(土木工事標準仕様書)

改正の凡例

新規・追記	あああああ
削除	いはいはい

土木工事標準仕様書

第1編 総則編

第1章 総則

第1節 総則

第2節 1. 1. 8 CORINS への登録

第3節 1. 登録

請負人は、受注時または変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の建設工事について、工事実績情報システム(CORINS)に基づき、受注・変更・完了時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を CORINS から監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等（名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年 7 月 1 7 日条例第 3 6 号）第 2 条に規定する休日（以下「閉庁日」という。））を除き 15 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から閉庁日を除き 15 日以内に、完了時は工事完了後閉庁日を除き 10 日以内に、登録機関に登録申請をしなければならない。

また、訂正時には、作成した「訂正のための確認のお願い」を CORINS から監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえ、訂正後適宜に登録機関に登録申請をしなければならない。

なお、登録内容の変更とは、工期、現場代理人または主任技術者もしくは監理技術者、監理技術者補佐の変更をいい、工事請負代金額のみの変更の場合には、登録を必要としない。ただし、工事請負代金額が、~~4,000~~4,500 万円未満から ~~4,000~~4,500 万円以上に変更契約された場合には、変更時登録を行うものとする。

なお、単価契約の場合は、工事実績情報の登録を必要としない。

1. 1. 42 諸法令の遵守

1. 諸法令の遵守

- (4) 労働基準法 (令和 ~~46~~ 年 ~~65~~ 月法律第 ~~6842~~ 号)
- (8) 雇用保険法 (令和 ~~46~~ 年 6 月法律第 ~~6847~~ 号)
- (10) 健康保険法 (令和 ~~56~~ 年 ~~56~~ 月法律第 ~~3147~~ 号)
- (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (令和 ~~46~~ 年 ~~65~~ 月法律第 ~~6826~~ 号)
- (13) 出入国管理及び難民認定法 (令和 ~~45~~ 年 12 月法律第 ~~9784~~ 号)
- (14) 道路法 (令和 ~~45~~ 年 ~~65~~ 月法律第 ~~6834~~ 号)
- (15) 道路交通法 (令和 5 年 ~~56~~ 月法律第 ~~1956~~ 号)
- (17) 道路運送車両法 (令和 ~~45~~ 年 6 月法律第 ~~6863~~ 号)
- (19) 地すべり等防止法 (令和 ~~45~~ 年 ~~65~~ 月法律第 ~~6834~~ 号)
- (20) 河川法 (令和 ~~45~~ 年 ~~65~~ 月法律第 ~~6834~~ 号)
- (21) 海岸法 (令和 ~~45~~ 年 ~~65~~ 月法律第 ~~6834~~ 号)
- (25) 航空法 (令和 ~~45~~ 年 6 月法律第 ~~6863~~ 号)
- (28) 森林法 (令和 ~~45~~ 年 6 月法律第 ~~6863~~ 号)
- (38) 砂利採取法 (令和 ~~45~~ 年 6 月法律第 ~~6863~~ 号)
- (41) 測量法 (令和 ~~46~~ 年 6 月法律第 ~~6854~~ 号)
- (42) 建築基準法 (令和 ~~46~~ 年 6 月法律第 ~~5853~~ 号)
- (43) 都市公園法 (令和 ~~46~~ 年 ~~65~~ 月法律第 ~~6840~~ 号)
- (47) 海上交通安全法 (令和 ~~45~~ 年 ~~65~~ 月法律第 ~~6834~~ 号)

- (50) 船員法 (令和 46 年 65 月法律第 6842 号)
- (51) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (令和 45 年 65 月法律第 6824 号)
- (56) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和 45 年 6 月法律第 3554 号)
- (55) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和 36 年 56 月法律第 3754 号)
- (62) 厚生年金保険法 (令和 56 年 36 月法律第 347 号)
- (67) 所得税法 (令和 56 年 65 月法律第 4426 号)
- (69) 船員保険法 (令和 56 年 56 月法律第 3147 号)
- (70) 著作権法 (令和 46 年 6 月法律第 6855 号)
- (71) 電波法 (令和 45 年 12 月法律第 9387 号)
- (73) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和 46 年 6 月法律第 6847 号)
- (77) 警備業法 (令和 45 年 6 月法律第 6863 号)
- (79) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和 56 年 6 月法律第 5853 号)

1. 1. 53 監理技術者等及び現場代理人

11. 現場代理人

現場代理人は請負契約の的確な履行を確保するため、~~工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理するものとして名古屋市工事請負契約約款第 9 条第 2 項又は緑政土木局工事請負単価契約約款第 9 条第 2 項に基づく権限を有し、~~工事現場に置かれる請負人の代理人であり、特別の理由がある場合を除き工事現場に常駐しなければならない。

第 2 編 工事共通編

第 2 章 材料

第 3 節 骨 材

2. 3. 3 アスファルト舗装用骨材

表 2－8 再生砕石の粒度

粒度範囲(呼び名)		40～0 (RC－40)	30～0 (RC－30)	20～0 (RC－20)
ふるい目の開き				
通過 質量 百分率 (%)	53mm	100		
	37.5mm	95～100	100	
	31.5mm	—	95～100	
	26.5mm	—	—	100
	19mm	50～80	55～85	95～100
	13.2mm	—	—	60～90
	4.75mm	15～40	15～45	20～50
	2.36mm	5～25	5～30	10～35

注) 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを~~含んだ含む~~破砕されたままの~~見かけ見掛け~~の骨材粒度を使用する。

表 2－9 再生粒度調整砕石の粒度

粒度範囲(呼び名)		40～0 (RM－40)	30～0 (RM－30)	20～0 (RM－25)
ふるい目の開き				
通過 質量 百分率 (%)	53mm	100		
	37.5mm	95～100	100	
	31.5mm	—	95～100	100
	26.5mm	—	—	95～100
	19mm	60～90	60～90	—
	13.2mm	—	—	55～85

引火点℃	260 以上	260 以上	260 以上	260 以上	240 以上 250 以上	240 以上 250 以上	240 以上 250 以上
薄膜加熱質量変化率%	0.6 以下	0.6 以下	0.6 以下	0.6 以下	-	-	-
薄膜加熱針入度残留率%	58 以上	55 以上	50 以上	50 以上	-	-	-
蒸発後の質量変化率%	-	-	-	-	0.5 以下	1.0 以下	1.0 以下
蒸発後の針入度比%	110 以下	110 以下	110 以下	110 以下	-	-	-
密度(15℃)g/cm ³	1,000 以上	1,000 以上	1,000 以上	1,000 以上	1,000 以上	1,000 以上	1,000 以上

注 1) 各種類とも 120℃、150℃、180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記する。

注 2) 舗装用の新アスファルトである 120～150, 150～200, 200～300 は、「JIS K 2207:2006 石油アスファルト」とは引火点が異なる。

2. 8. 3 再生用添加剤

表 2-38 再生用添加剤の標準的性状
プラント再生用

項 目	標 準 的 性 状
動 粘 度 (60℃) mm ² /s	80～1,000
引 火 点 ℃	250 以上
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2 以下
薄膜加熱質量変化率 %	±3 以内
密 度 (15℃) g/cm ³	報告
組成 (石油学会法 J P I - 5 S - 7-0 7 - 1-0 9)	報告

注) 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため 0.95g/cm³ とすることが望ましい。

第 3 編 工事共通編

第 2 章 無筋・鉄筋コンクリート

第 3 節 レディーミクストコンクリート

2. 3. 2 工場の選定

1. 一般事項

請負人は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。

- (1) JIS マーク表示認証製品を製造している工場「産業標準化法律」(令和 4 平成 30 年 65 月改正法律 68 第 33 号)に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。

2. 3. 3 配合

1. 配合

(3) 水セメント比

請負人は、土木コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、一般の環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては 55% 以下、無筋コンクリートについては 60% 以下とするものとする。なお、第 3 編 2. 17. 1 一般事項

の第2項の(1)、(2)、(3)に規定するものについては65%以下としてもよいものとするし、同項の(4)に規定するものについては、考慮しないものとする。

第17節 コンクリートの耐久性向上

2. 17. 1 一般事項

2. 対象工種

コンクリート中の塩化物総量規制は、鉄筋コンクリート構造物を対象とする。なお、現場打ちコンクリートで以下に示すものは対象としない。

- (1) 最大高さ1 m程度の鍬止擁壁、水路、側溝等のコンクリート断面積が小さく(1 m²以下)連続している構造物
- (2) コンクリート量が少なく形状が複雑な構造物及び道路照明、標識、防護柵の基礎等少量(1 m³以下)のコンクリート量で点在する構造物
- (3) 重要度の低いもの

コンクリートL形ブロック、境界ブロック、歩道平板、積み(張り)ブロック、~~均しコンクリート~~

(4) 均しコンクリート

第3章 一般施工

第2節 適用すべき諸基準

国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成~~26~~令和6年~~123~~月一部改正)

日本道路協会 舗装再生便覧 (平成~~22~~令和6年~~113~~月)

厚生労働省 手すり先行工法に関するガイドライン (平成~~21~~令和5年~~412~~月)

第8節 一般舗装工

3. 8. 4 アスファルト舗装の材料

20. アスファルト安定処理の材料規格

加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグは表3-35の規格に適合するものとする。また、アスファルトコンクリート再生骨材は表3-36の規格に適合するものとし、旧アスファルトの性状は、針入度または圧裂係数のいずれか一方の目標値に適合するものとする。

表3-35 鉄鋼スラグの品質規格

材料名	呼び名	表乾密度 (g/cm ³)	吸水率(%)	すりへり量(%)	水浸膨張比(%)
クラッシュラン 製鋼スラグ	C S S	—	—	50 以下	2.0 以下
単粒度製鋼スラグ	S S	2.45 以上	3.0 以上	30 以上	2.0 以下

注) 水浸膨張比の規格は、3ヵ月以上通常エージングした後の製鋼スラグに適用する。また、試験方法は、舗装調査・試験法便覧 B014 を参照する。

表3-36 アスファルトコンクリート再生骨材の品質

旧アスファルトの含有量		%	3.8 以上
旧アスファルトの性状	針入度	1/10mm	20 以上
	圧裂係数	MPa/mm	1.7 以下
骨材の微粒分量		%	5 以下

注) 1 アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。

- 2 アスファルトコンクリート再生骨材は、通常 20～30mm、13～5 mm、5～0 mm の3種類の粒度や 20～13mm、13～0 mm の2種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13～0 mm の粒度区分のものに適用する。
- 3 アスファルトコンクリート再生骨材の 13mm 以下が2種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により 13～0 mm 相当分を求めてもよい。また、13～0 mm あるいは 13～5 mm、5～0 mm 以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から 13～0 mm をふるい取ってこれを対象に試験を行う。
- 4 アスファルトコンクリート再生骨材中の旧アスファルト含有量及び 75 μ m を通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。
- 5 骨材の微粒分量試験は、「JIS A 1103:2003 骨材の微粒分量試験方法」により求める。
- 6 アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。

~~7 旧アスファルトの性状は、針入度または、圧裂係数のどちらかが基準を満足すればよい。~~

3. 8. 9 半たわみ性舗装工

4. 適用規定

請負人は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧第9章9－4－1 半たわみ性舗装工」（日本道路協会）の規定、「舗装施工便覧第5章構築路床・路盤の施工及び第6章アスファルト表・基層の施工」（日本道路協会）の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章10－3－7 施工」（日本道路協会）の規定、「舗装再生便覧2章2－~~7~~8 施工」（日本道路協会）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。

3. 8. 10 排水性舗装工

2. 適用規定（2）

請負人は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧第7章ポーラスアスファルト混合物の施工及び第9章9－3－1 排水機能を有する舗装」（日本道路協会）の規定、「舗装再生便覧2－~~7~~8 施工」（日本道路協会）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。

第4編 河川編

第1章 築堤・護岸

第2節 適用すべき諸基準

請負人は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。なお、基準類と設計図書に相違がある場合、または、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成~~26~~令和6年~~12~~3月一部改正）

第3章 樋門・樋管

第2節 適用すべき諸基準

請負人は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成~~26~~令和6年~~12~~3月一部改正）

国土交通省 河川砂防技術基準（令和~~56~~年~~10~~5月）

国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和~~56~~年3月）

第4章 水門

第2節 適用すべき諸基準

請負人は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

国土交通省 仮締切堤設置基準(案)

(平成26-令和6年123月一部改正)

第4章 堰

第2節 適用すべき諸基準

請負人は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

国土交通省 仮締切堤設置基準(案)

(平成26-令和6年123月一部改正)

第6章 排水機場

第2節 適用すべき諸基準

請負人は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

国土交通省 仮締切堤設置基準(案)

(平成26-令和6年123月一部改正)

第6章 床止め・床固め

第2節 適用すべき諸基準

請負人は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

国土交通省 仮締切堤設置基準(案)

(平成26-令和6年123月一部改正)

第6編 道路編

第1章 道路改良

第2節 適用すべき諸基準

請負人は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

~~全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2巻 (平成12年9月)~~

第5節 擁壁工

1. 5. 1 一般事項

2. 適用規定

請負人は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工－擁壁工指針 5－11・6－10 施工一般」(日本道路協会)及び「~~土木構造物標準設計 第2巻解説書4.3 施工上の注意事項~~」(~~全日本建設技術協会~~)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。

第2章 舗装

第2節 適用すべき諸基準

日本道路協会 舗装再生便覧

(平成22-令和6年113月)

第5章 鋼橋上部

第3節 工場製作工

5. 3. 11 鋳造費

橋歴板は、JIS H 2202 (鋳物用銅合金地金)、JIS H 5120 (銅及び銅合金鋳物)の規定による。

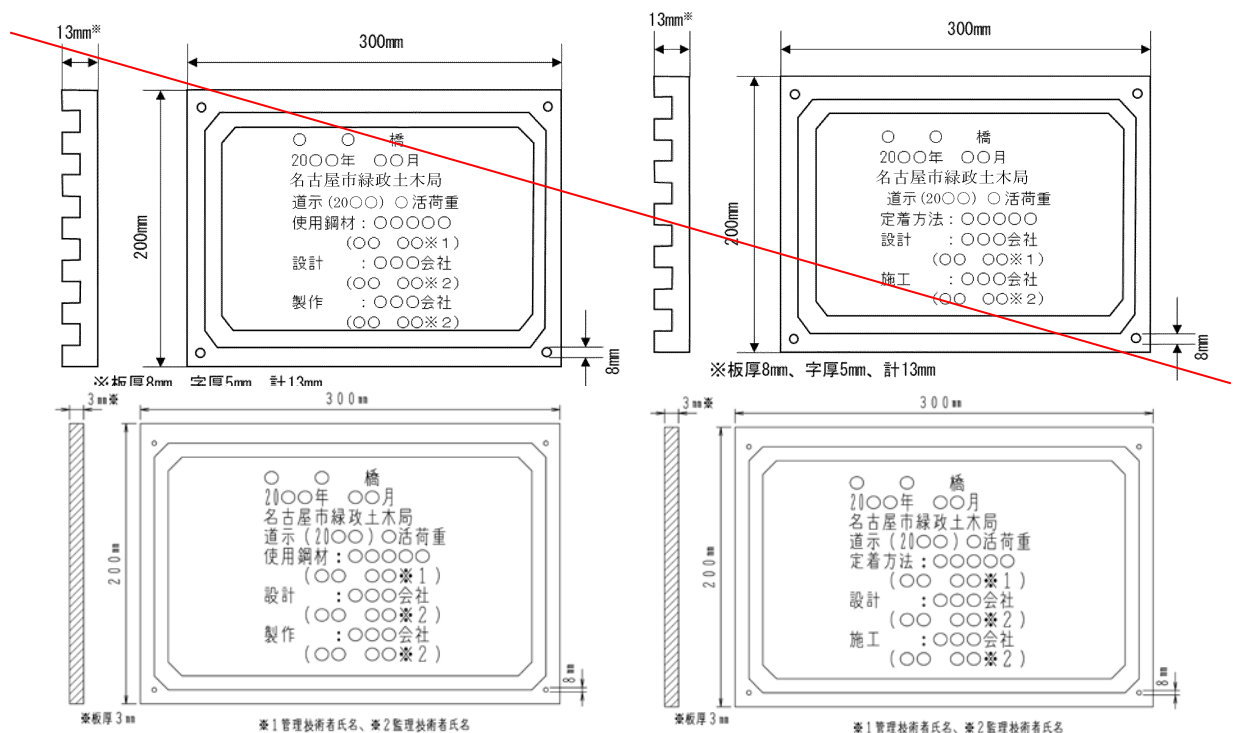
5. 3. 1211 アンカーフレーム製作工

5. 3. 1312 工場塗装工

5. 7. 9 銘板工

2. 材質及び寸法

請負人は、橋歴板の材質はJIS H 2202 (鋳物用銅合金地金)を使用しに用いる材質は、表面に透明の高耐候性フィルムにより被膜したアルミニウム板 (JIS H 4000 A 5052 P) を標準とする。また、橋歴板に用いる色は黒地に金色とすることとし、縁についても同様に金色とする。寸法及び記載事項は、図5-3により作成しなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。



第13章 道路維持

第2節 適用すべき諸基準

日本道路協会 舗装再生便覧

(平成22-令和6年 113月)

第4節 舗装工

13. 4. 7 路上再生工

1. 路上路盤再生工

(3) 最大乾燥密度

請負人は、施工開始日に採取した破碎混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会)に示される「G021 突砂法による路床の密度の測定方法 F007 突固め試験方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。

第15章 道路修繕

第2節 適用すべき諸基準

日本道路協会 舗装再生便覧

(平成22-令和6年 113月)

第7編 公園緑地編

第3章 施設整備

第2節 適用すべき諸基準

日本道路協会 舗装再生便覧

(平成22-令和6年 113月)

第4章 グラウンド・コート整備工

第2節 適用すべき諸基準

日本道路協会 舗装再生便覧

(平成22-令和6年 113月)

第8編 下水道編

第1章 管路

第3節 管きょ工（開削）

1. 3. 2 材料

1. 適合規格

(1) 鉄筋コンクリート管

JSWAS A-1 (下水道用鉄筋コンクリート管)

~~JSWAS A-5 (下水道用鉄筋コンクリート卵形管)~~

JSWAS A-9 (下水道用台付鉄筋コンクリート管)

(3) 硬質塩化ビニル管

JSWAS K-1 (下水道用硬質塩化ビニル管)

~~JSWAS K-3 (下水道用硬質塩化ビニル卵形管)~~

JSWAS K-13 (下水道用リブ付硬質塩化ビニル管)

1. 3. 3 管路土工

4. 発生土処理

発生土処理については、第1編1. 1. 23 建設副産物の規定によるもののほか、以下の規定による。

(1) 請負人は、掘削発生土の運搬にあたり、運搬車に土砂のこぼれ飛散を防止する装備（シート被覆等）を施すとともに、積載量を超過してはならない。

(2) 請負人は、発生土については、極力、再利用又は再生利用を図るものとし、発生土処分にあたり、発注者の指定した場所に運搬、処分する。特に指定のない場合は、捨場所、運搬方法、運搬経路等の計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。また、この場合でも、関係法令に基づき適正に処分しなければならない。~~なお、発生土については、有効利用を図るものとする。~~

1. 3. 4 管布設工

1. 保管・取扱い

(3) 請負人は、接着剤、樹脂系接合剤、滑剤、ゴム輪等は、材質の変質を防止する措置（冷暗な場所に保管する等）をとらなければならない。~~なお、接着剤の取り扱いにあたっては消防法等関連法令を遵守しなければならない。~~

4. 硬質塩化ビニル管、強化プラスチック複合管

(4) 滑剤には、ゴム輪接合専用滑剤を使用し、グリス、油等~~を用い~~はゴム輪を劣化させるので使用してはならない。

10. 埋設標識~~テープシート~~

請負人は、終末処理場及びポンプ場の用地外における管布設等の施工に際して、布設管の外面に「道路占有有用物件の表示について」（昭和59年3月8日付建部通第5号地建局長通達）等各道路管理者の埋設標識~~テープシート~~を敷設しなければならない。埋設標識~~テープシート~~は埋戻し及び締固めを行った後、マンホールからマンホールまで切れ目なく布設しなければならない。

1. 3. 6 水路築造工

1. 既製く形きょ

請負人は、既製く形きょの施工については、第6編1. 7. 7プレキャストカルバート工の規定による。

1. 3. 7 管路土留工

1. 施工計画

(1) 請負人は、周囲の状況を考慮し、掘削深さ、土質、地下水位、作用する土圧、載荷重を十分検討し、施工しなければならない。

- (2) 請負者は、掘削に伴ってボーリング、ヒービング、盤ぶくれが発生しないよう、掘削底面の安定について検討しなければならない。
- (3) 請負人は、土留工の施工にあたり、交通の状況、埋設物及び架空線の位置、周辺の環境及び施工時期等を考慮するとともに、第三者に騒音、振動、交通障害等の危険や迷惑を及ぼさないよう、工法及び作業時間を定めなければならない。
- (4) 請負人は、土留工に先行し、溝掘り及び探針を行い、埋設物の有無を**確認**しなければならない。
- (5) 請負人は、土留工に使用する材料について、割れ、腐食、断面欠損、曲り等構造耐力上欠陥のないものを使用しなければならない。
- (6) 請負人は、工事の進捗に伴う腹起し・切梁の取付け、取外し時期については、施工計画において十分検討し施工しなければならない。
- (7) 請負人は、工事を安全に行えるように作業中は常に点検し、異常のある時は、速やかに対策を講じなければならない。

1. 3. 9 管路路面覆工

~~請負人は、~~管路路面覆工の施工に**あたり**については、第3編3. 12. 4路面覆工の規定による。

1. 3. 10 開削水替工

~~請負人は、~~開削水替工の施工に**あたり**については、第3編3. 12. 7水替工の規定による。

1. 3. 11 地下水位低下工

~~請負人は、~~地下水位低下工の施工に**あたり**については、第3編3. 12. 8地下水位低下工の規定による。

1. 3. 12 補助地盤改良工

~~請負人は、~~高圧噴射攪拌、機械攪拌、薬液注入工の施工に**あたり**については、第3編3. 9. 9固結工の規定による。

第4節 管きょ工（小口径推進）

1. 4. 3 小口径推進工

13. 泥土圧推進工

- (1) 請負人は、泥土圧推進に際し、カッターの回転により掘削を行い、掘進速度に見合った排土を行うことで切羽土圧を調整し、切羽の安定を保持しなければならない。

第5節 管きょ工（推進）

1. 5. 3 推進工

16. 裏込め

- (2) 裏込め注入工は、推進完了後、速やかに施工しなければならない。なお、注入材が十分管の背面にゆきわたる範囲で、~~できる限り~~**可能な限り**低圧注入とし、管体へ偏圧を生じさせてはならない。

第6節 管きょ工（シールド）

1. 6. 3 一次覆工

7. 裏込め注入

- (1) 請負人は、シールド掘進によりセグメントと地山の間にできた間隙には速やかに**~~ベントナイト、セメント等の二液可塑性を標準とする~~**注入材を圧入するものとし、その配合は監督員の承諾を得なければならない。

1. 6. 4 二次覆工

2. 型枠

請負人は、型枠**は**について、堅固で容易に移動でき、作業の安全性を保持し、確実かつ能率的な構造にしなければならない。

1. 7. 1 一般事項

本節は、管きょ更生工として管きょ内面被覆工、換気工、管きょ更生水替工、その他これらに類する工種について定める。

なお、適用範囲は、管きょ更生工のうち管きょ内での人力作業を伴わない小口径管とする。本節において特に定めのない事項については、日本下水道協会 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン**・2017年版**によるものとする。

第8節 マンホール工

1. 8. 4 組立マンホール工

1. 組立マンホール工

(6) ~~請負人は~~、管の取付けについては、第8編1-8-3現場打ちマンホール工1.(3)の規定によるものとする。

第10節 取付管及びます工

1. 10. 5 取付管布設工

2. 取付管（推進）

(2) ~~請負人は~~、取付管（推進）の施工については、第8編1. 4. 3小口径推進工の規定による。

第12節 付帯工

1. 12. 5 舗装復旧工

1. 下層、上層路盤

(1) ~~請負人は~~、路床面を損なわないように各層の路盤材料を所定の厚さに均一に締固めなければならない。

(2) ~~請負人は~~、各層の仕上り面が平坦となるよう施工しなければならない。

(3) ~~請負人は~~、均一な支持力が得られるよう路盤を締固めなければならない。

2. 基層、表層

(1) ~~請負人は~~、基層及び表層の施工にあたり、舗装作業に先立ち、基層または路盤の表面を損傷しないように注意し、また入念に清掃しなければならない。

第13節 立坑工

1. 13. 7 地中連続壁工（壁式）

~~請負人は~~、地中連続壁工（壁式）の施工に~~あたり~~については、第3編3. 12. 9地中連続壁工（壁式）の規定による。

1. 13. 8 地中連続壁工（柱列式）

~~請負人は~~、地中連続壁工（柱列式）の施工に~~あたり~~については、第3編3. 12. 10地中連続壁工（柱列式）の規定による。

1. 13. 9 路面覆工

~~請負人は~~、路面覆工の施工に~~あたり~~については、第3編3. 12. 4路面覆工の規定による。

1. 13. 12 立坑水替工

~~請負人は~~、立坑水替工の施工については、第3編3. 12. 7水替工の規定による。

1. 13. 13 地下水位低下工

~~請負人は~~、地下水位低下工の施工については、第3編3. 12. 8地下水位低下工の規定による。

1. 13. 14 補助地盤改良工

~~請負人は~~、補助地盤改良工の施工については、第3編3. 9. 9固結工の規定による。

第2章 処理場・ポンプ場

第2節 適用すべき諸基準

国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱 (平成14年5月)

国土交通省 公共建築工事標準仕様書 (令和5年3月)

環境省 水質汚濁に係る環境基準について (令和5年10月)

(公社) 日本道路協会 道路土工—擁壁工指針 (平成24年7月)

全日本建設技術協会 土木構造物標準設計第2巻 (平成12年9月)

建設省 再生資源の利用促進について (平成3年10月)

国土交通省 セメント及びセメント系固結材を使用した

改良工の六価クロム溶出試験要領 (平成13年4月)

国土交通省 建設汚泥の再生利用に関するガイドライン (平成18年6月)

第6節 本体作業土工

2. 6. 2 掘削工

1. 一般事項

掘削工の施工については、第8編2. 3. 2掘削工の規定によるものとする他、以下の規定によらなければならない。

2. 発生土運搬

請負人は、掘削による発生土を受入れ地に運搬する場合には、沿道住民に迷惑をかけないようにしなければならない。

3. 工法

請負人は、掘削の施工にあたり、特に指定のない限り、地質の硬軟、地形及び現地の状況により安全な工法をもって設計図書に示した工事目的物の深さまで掘下げなければならない。

4. 掘削底面の安定

請負人は、掘削に伴ってボーリング、ヒービング、盤ぶくれが発生しないよう、掘削底面の安定について検討しなければならない。

5. 排水処理

請負人は、掘削箇所の湧水及び滞水などは、ポンプあるいは排水溝を設けるなどして排除しなければならない。

6. 規定断面を超える掘削

請負人は、既設構造物の周囲あるいは近接箇所において、施工上やむを得ず、設計図書に定める断面を超えて掘削する必要がある場合には、事前に監督員と協議しなければならない。

7. 事前調査

請負人は、工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、設計図書に基づき事前調査を行い、第三者への被害を未然に防止しなければならない。なお、必要に応じて事後調査も実施しなければならない。

第 10 節 吐口工

2. 10. 15 コンクリートブロック工

15. 末端部及び曲線部等の処理（プレキャストコンクリート板使用時）

請負人は、プレキャストコンクリート板を使用するコンクリートブロック張りにおいて、末端部及び曲線部等で間隙が生じる場合には半ブロックを用いるものとし、半ブロックの設置が難しい場合はコンクリート等を用いなければならない。また、縦継目はブロック相互の目地が通らないように施工しなければならない。

第 15 節 場内付帯工

2. 15. 3 門扉工

3. 適用規定

~~請負人は、~~門扉工の施工については、第 8 編 2. 8. 9 躯体工の第 4 項の規定による。